No. 08 所管 外務省 法人名 国際交流基金

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規 模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジア ユースフェローシップ(高等教育奨学金訪日研修)の廃止、在日外 交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減す る。	1a	23年度において、関西国際センターが実施している日本語研修のうち、アジアユースフェローシップ(高等教育奨学金訪日研修)、在日外交官研修プログラムを廃止した(平成23年度予算において対前年度▲52,194千円)。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費(交通費等)の減額、配布教材費の削減等を行った(平成23年度予算において対前年度▲2,630千円)。	
	海外日本語教師に対する日本語 研修の事業規模の縮減		日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23、24年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行なわず、修士課程の新規採用を半減(4名)とした(平成23年度予算において対前年度▲11,776千円)。また、平成23年度より、研修プログラムについて横断的に、研修補助費(交通費等)の減額、配布教材費の削減等を行った(平成23年度予算において対前年度▲10,468千円)。	
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当(交通費、書籍購入費等)の現金支給は廃止する。		23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費(交通費等)をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。	
	日本語能力試験の自己収入の拡 大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。	1a	22年度及び23年度においても収入が支出を上回った(23年度収入615,110千円、支出613,914千円)。24年度も引き続き収入が支出を上回るよう努めるとともに、自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い、23年度の第1回試験(7月)は新規に20都市、第2回試験(12月)は新規に13都市で実施。24年度は、第1回試験(7月)は新規に6都市、第2回試験(12月)は新規に8都市で実施の予定。	
2 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図 りつつ、効率的・効果的に実施する。	1a	招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告 書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上のための措置を講じた。	
文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。	1a	22年度より原則として、国内事業は実施しないこととしている。	
	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、 ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。		機関誌(『をちこち』)のウェブ化は22年度までに実施済み(紙媒体時より▲19,000 千円)。23年度は、広報素材収集費(実施事業の成果の活用のためのDVD映像資料作成 等)の節約等により、一般広報費を削減した(▲1,899千円)。	
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とす る地域交流事業は廃止する。	1a	23年度より、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加(ブース出展及びセミナー等の開催)を取りやめ、同年度をもって国内連携促進プログラムを終了した。	
国際交流情報の収集・ 4 提供及び国際文化交流 の担い手への支援		22年度から実施	本部事務所内に設置されている「情報ライブラリー」について は、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数 が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。	1a	22年度に、利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、①利用者ニーズに応じた開館時間の変更、②ライブラリーの蔵書を活用した展覧会の開催、③基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した。これにより22年度の利用者数は前年度より1,400名程度増加(7.5%増)した。  23年度はライブラリーの利用者増加のための取組みをさらに強化。具体的には、ライブラリー所蔵資料(蔵書・資料・写真等)を活用した展示を実施したほか、ウェブマガジン・プレスリリース・ツイッター等電子媒体等を活用した広報強化や利用者に対するライブラリー利便性向上に努め、23年度の利用者数は、前年度に比してさらに1,650名程度増加(8.2%増)となった。	

05 在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広 報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力するこ と等により、効率化・合理化を図る。	1a	事来の里復かないことの快証に関しては、当該国において外父政東至散を担つ仕外公館と、国際文化交流の専門機関としての基金海外事務所という大きな位置づけを踏まえ、海外事務所に対し、事業計画策定時に在外公館と協議するよう指示するとともに、基金本部と外務省本省との間でも事業計画を共有した上で、年度計画を作成している。また、海外事務所と在外公館の間では、個別の業務上の諸連絡以外に月1回回頻度で連絡会議を行っており、23年度事業計画作成時には、従来以上に、他法人との連携・調整を行っており、23年度事業計画作成時には、従来以上に、他法人との連携・調整を行った。また基金本部と外務省本省間において公館との信報共有、調整を行った。また基金本部と外務省本省間においても事業計画の照合を行った。 相乗効果を高め、効率化・合理化を図るための協力に関しては、在外公館がオールジャパンで取組む日本紹介事業において、在外公館との協力連携により、また、他の諸団体の参画などを通じたさらなる事業効果の拡大などへの基金の(本来の役割としての、本部企画も含む)参画により、効率的に相乗効果が得られている。23年度は、パリにおいて若者を中心に19万人を動員したポップカルチャーの祭典であるJAPAN EXPO(在外公館が合同記者会見をセットし、日本としての震災支援への謝意表明を行うとともに、政府関係機関のブースを近接させ、一体感ある参加を実現)、印韓令日を通過管に実施しているソウルにおける日韓交流おまつり(「ありがとう韓国!がんばろう日本!」がテーマ)、3万人近くが参加、要人も多数参加したジャカルタ日本祭り(事務局は大使館内、「深まる絆、広がる交流」がテーマ)、マドリード日路観光見本市文化週間(日本の伝統文化と東北地方の魅力の紹介を通じて日本の魅力をアピール、開会式にはフェリベ皇太子同妃両殿下ご臨席)等を実施。これらをはじめ、総力で取組むべき震災復興と日本の魅力発信、風評被害対策のため、機動的な連携を各国で展開した。これらオールジャパンの文化紹介の取り組みに際しては、総合調整に加えて要人対応、広報、プレス対応、資料作成といった機断的取組みを在外公館が担うことにより、それら業務の一元化と効率化が図られるとともに、他の諸団体や日系企業等より多くの	
				リペ皇太子同妃両殿下ご臨席)等を実施。これらをはじめ、総力で取組むべき震災復興 と日本の魅力発信、風評被害対策のため、機動的な連携を各国で展開した。 これらオールジャパンの文化紹介の取り組みに際しては、総合調整に加えて要人対 応、広報、プレス対応、資料作成といった横断的取組みを在外公館が担うことにより、	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
C	6	運用資金 (基金)	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金(基金)342 億円を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22 年度中に(23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて)34,209,350千円を国庫納付済み。	
C	7 7 	不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分(8億円)を国 庫納付する。	1a	国庫納付を求められた766, 181千円について、更なる検証を行い6, 760千円を追加納付することとし、22年度中に(23年2月17日に)772, 941千円を国庫納付済み。	
C		区分所有の宿舎	23年度中に実施	職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。	1b	区分所有宿舎35戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、4戸につき、23年度中に売却手続き等を終了し、24年5月に14,527千円を国庫納付済み。なお、当該物件は東日本大震災の被災者受入施設として提供リストに登録されていたため、23年9月まで手続きを中断していた。なお、区分所有宿舎については、平成24年4月3日付行政改革実行本部による「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」に基づき、引き続き見直しを行う。	
C	9		23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、 国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。	1a	23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所 が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。	
1	事務所等の見直し	海外事務所の見直し		北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。 さらに、前回措置済みとするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、平成24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。	

1	1 人件費の見直し	在勤手当の見直し	平成22年度中 に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	1b	平成22年度に民間調査機関への委託による在外給与水準の調査(購買力補償方式による水準との比較)を実施した結果、全体として現行の海外勤務者の給与水準が民間と比較して高くないことが確認された。本調査結果及び外部有識者からの意見聴取の内容、並びに外務公務員も在勤手当の見直しを行い購買力補償方式に基づく在勤手当の設定を行なっていることを踏まえ、国際交流基金も現行制度の枠組みの中で追加的な運用コストをかけずに購買力補償方式を反映した制度の運用を行い、適切な在勤手当の水準の管理を行なうこととした。その結果、月額約56万円の削減効果が得られた。
1	2 業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営について は、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮 減を図る。	1a	途上国からの参加者に対する研修補助費(交通費等)の削減、配布教材費の削減による 受益者負担の拡大を図った。  なお、日本語国際センター施設管理・運営業務については、平成22年度まで一般競争入 札であったが、平成23年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した 結果、平成23年度の契約金額(平成22年度に入札を実施)は、平成22年度落札価格比で ▲27,241千円(▲28.6%)、また、平成24年度~26年度の公共サービス改革法に基づく 民間競争入札(平成23年度に実施)による契約金額は、1年当たり、平成22年度落札価格 比で、▲22,316千円(23.4%)の削減となった。関西国際センターの施設管理・運営業 務等については、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、平成23年度に同民間競争入札を実施した結果、平成24年度~26年度の契約金額は1年当たり、平成23年度落札価格比で▲29,318千円の削減となった。日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師研修 接遇業務についても民間競争入札を導入した。 これにより、「講ずべき措置」の「具体的内容」として検討してきた事項には全て対応 済となった。今後は縮減額の維持あるいは更なる減額に向け、努力を継続する。

	項目	見出し	具体的内容		措置内容・理由等	今後の対応方針
	事務及び事業の見直し	不要資産の国庫返納	利益剰余金や保有する施設等について、保有する必要性等を厳しく検証し、不 要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	2	●区分所有の保有宿舎については、平成18年度に6戸、平成23年度に4戸を売却した。平成24年度に策定された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日、行政改革担当大臣)に基づいて、第3期中期目標期間中の処分計画を平成25年度に策定済み。中期計画に則って平成25年度に区分所有宿舎31戸中7戸を売却した。	策定した職員宿舎の処分計画に従い、第3期中期計画期間の最終年度である平成28年度末までに対象となる宿舎を全て処分する予定である。
2	事務及び事業の見直し	随意契約等の見直し等	随意契約等見直し計画を着実な実施。原則としての一般競争入札等への移行、 一者応札・応募案件における競争性の確保。	2	れ以外の理由による随意契約を明確に区分し、契約監視委員会の点検を受けることとした。 ・連続一者応札・応募案件については、平成24年度より契約監視委員会の重点的な点検を 受けることとしており、委員会のコメントを踏まえ改善取組を着実に実行した結果、平成24 年度に6件あった連続一者応札・応募案件は平成25年度には1件に縮減された。 ●契約監視委員会による主たる指摘事項への対応として、平成25年度において、以下の改善 措置(継続・新規)を実施した。 ・一者応札・応募を減らし、より入札の競争性を高めるため、必要な場合には競争参加資 格を適切かつ柔軟に決定(継続)	契約監視委員会において、随意契約の分類をこれまで真に随意契に明確にの分類するを得ないも一般を必要のでは、では、の可能を対し、では、ないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で